第 10 回統計データの二次的利用促進に関する研究会議事概要

1 日 時: 平成 23 年 4 月 26 日(火) 14:30~16:25

2 場 所:総務省第2庁舎 6階特別会議室

3 出席者:廣松座長、縣委員、玄田委員、椿委員、安田委員

池川政策統括官、千野管理官、浜東調査官

≪オブザーバー≫

内閣府(統計委員会担当室)、内閣府(経済社会総合研究所)、総務省統計局、財務省、 文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、独立行政 法人統計センター(環境省は欠席)

≪事務局≫

総務省政策統括官(統計基準担当)統計企画管理官室(上田管理官補佐ほか2名)

- 4 議 題:(1) 用語の定義について
 - (2) 諸外国における二次的利用の状況について
 - (3) 今後の検討及びスケジュール等について
 - (4) 諸外国の実情把握について
 - (5) その他

5 議事の概要及び意見等

○ 議題1 用語の定義について

事務局から、今後の議論の混乱を避けるために事前に概念整理を行いたいとして、「パブリック・ユース・ファイル」「リモート集計、プログラム送付型集計」「オンサイト利用」について、用語の定義の試案を示し、意見交換を行った。また、追加意見があれば様式自由で5月20日(金)までに事務局にメールにて連絡していただきたい旨要請が行われた。

(主な意見、質疑応答)

- 「パブリック・ユース・ファイル」の説明で、「ノイズの注入」という書きぶりに抵抗がある。
 一般的な用語ではないかもしれないが「パータベーション (perturbation)」としてはいかがか (廣松座長、安田委員)
 - → 検討したい。(事務局)。

○ 議題2 諸外国における二次的利用の状況について

前回に引き続き、オーストラリア及びニュージーランドにおける二次的利用制度に関する状況について事務局から説明が行われた。

(主な意見、質疑応答)

- ・ 二次的利用のサービスを使った者がデータをどのように利用したかについて、各国が、後から必要に応じて追跡できる権利を確保しているか否か関心がある。公益目的の場合以外については、特に元々の目的に沿った形で分析結果がねじ曲げられるリスクが考えられることから、その場合、公的統計の信用を損なうことになりかねない。(椿委員)
 - → この点について、今後実施する調査の調査事項とし把握することとしたい。(事務局)

- ・ 過去のいつのデータを利用できるかということで、ニーズは大きく変わってくる。震災関連 の提言が出されているが、10 年以上前の古いデータが利用されたりしている。どれくらいの期間をおけばトラブルもなく、匿名性が担保されるのかということはひとつの論点となると思われるので、今後の調査の観点として対応してほしい。(玄田委員)
 - → できる限り対応したい。(事務局)

○ 議題3 今後の検討及びスケジュール等について

事務局から資料 3 を用いて今後の検討に当たっての基本的な進め方、検討スケジュールについて説明・提案を行い、委員の了承が得られた。また、検討の視点として検討の当初に設定する内容(案)(資料 4-1、2)、ニーズの把握の方法(資料 5)、研究会での二次的利用の検討に当たっての考えるべき原則(案)(資料 6)について、追加意見があれば様式自由で 5 月 20 日(金)までに事務局にメールにて連絡していただきたい旨要請が行われた。

(主な意見・質疑応答)

【検討の視点として検討の当初に設定する内容(案);資料4-1、2】

・ パブリック・ユース・ファイルの導入、リモート集計等の検討に当たって、事前にどのようなリスクが発生するかそれぞれ特定しておけば、制度の検討に当たって議論しやすくなる。(椿 委員)

【ニーズの把握の方法について;資料5】

・ ニーズの把握について、資料5に書かれた内容以外にも情報は有しているので情報提供したい。(安田委員)

【研究会での二次的利用の検討に当たっての考えるべき原則(案);資料6】

- ・ 守るべき原則として上げられた「それ以外の使用」とは具体的にどういうことを想定しているのか。「統計の作成」や「統計的研究」以外の使用は認めないといった拒否条項でうまく排除できるのか。何でも同じことになるリスクがあり、排除できない可能性がある。(縣委員)
- ・ 「統計の作成」「統計的研究」の枠組みについてその範囲の確定は非常に困難。ビジネススクール的にいうと企業の生産性をモデリングし、生産関数を表すまでは「統計的研究」となるが、生産関数に合わない個別のデータに着目することが重要。匿名データの場合は問題にならないと思うが、その境界を検討する必要がある。(椿委員)
- 「それ以外の使用」については、個別標本の識別を行わないということが一番重要であると 思う。これを真綿にくるむのではなく、しっかりと言語化することは必要。(玄田委員)
- ・ 統計法の縛りの範疇での話。それも含めて白紙で考えるのかどうか。いわゆる調査票で調査 する場合、統計の作成目的以外には利用しませんと必ず書かれている。その範疇の統計目的と いうのが何を指すのか、そこに行き着くと思う。(安田委員)
 - → 「統計の作成」「統計的研究」については安田委員の指摘のとおり条文の言葉であるが、ど ういうことが統計的研究に当たるかどうかというのは本検討とは別。統計法のベースとなる 基本的考え方である「統計の作成」あるいは「統計的研究」以外には使わないといった現行 の立場を維持したいということである。(政策統括官)

【その他】

- ・ 国民・企業の信頼を損なわないための一番よい方法論は秘匿であるが、秘匿以外でも、たと えば、宣誓、倫理条項、組織が保有するシステムとかプロセスなど第三者が評価し保障すると いった手段とか、提供機関による監査とか、信頼を損なわない別の道筋があるのではないか。(椿 委員)
- ・ 外国からの政策移転を想定し、諸外国の制度を調べていくと思うが、判明したらその内容を できる限りわかりやすくオプションとして提示し、それぞれのオプションがどのように関連し あっているのかも含めてまとめていただきたい。(縣委員)

○ 議題4 諸外国の実情把握

事務局から、公的統計基本計画に基づいた対応として、資料7を用いて、本年度、「統計データ・アーカイブの整備に関する調査」を実施し、その一環として諸外国における二次的利用制度の最新の状況について調査する予定であること、また、調査における観点・把握事項についての説明が行われ、不足している観点等がないか確認が行われた。また、追加意見があれば様式自由で5月13日(金)までに事務局にメールにて連絡していただきたい旨要請が行われた。

(主な意見・質疑応答)

・ データ・アーカイブの調査候補として、アメリカのセンサス局及び労働統計局を追加してほ しい。(安田委員)

○ 議題5 その他

事務局から、二次的利用制度を巡る政府における最新動向として、「国民の声」規制・制度改革集中受付に提出された提案等への対処方針(平成23年4月8日閣議決定)(参考1)、情報通信技術利活用のための規制・制度改革に関する専門調査会報告書(参考2)の説明が行われた。

○ 次回の研究会は6月中下旬予定。

(文責:統計企画管理官付高度利用担当)